自己資本の充実の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(平成26年2月18日金融庁告示第7号)、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(平成24年3月29日金融庁告示第21号)、として、当中間期(令和2年4月1日から令和 2年9月30日まで)及び前中間期(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示してお

【自己資本の構成に関する開示事項】

国亡員本の構成に関する用小事項 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断する ための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用 のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出において は基礎的手法を採用しております。

【連結自己資本比率】		(単位:百万円)
項目	令和元年9月30日	令和2年9月30日
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	119,938	121,687
うち、資本金及び資本剰余金の額	56,155	56,153
うち、利益剰余金の額	64,018	65,792
うち、自己株式の額(△)	234	258
うち、社外流出予定額(△)	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	742	△228
うち、為替換算調整勘定	_	_
うち、退職給付に係るものの額	742	△228
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	283	240
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,308	3,403
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,308	3,403
うち、適格引当金コア資本算入額	2,500	
	_	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、	_	
コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	995	781
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	207	178
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	124,477	126,063
コア資本に係る調整項目 (2)	121,177	120,005
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,470	1,706
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	- 1,470	- 1,700
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,470	1,706
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	89	89
適格引当金不足額		
週間 ココエインと映 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
直接の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
	_	
退職給付に係る資産の額	_	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,560	1,796
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	122,917	124,267
リスク・アセット (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,211,386	1,142,988
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,213	1,737
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	_
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,213	1,737
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-,,,,,,
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	55,741	51,353
信用リスク・アセット調整額	33,741	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセットの額の合計額(二)	1,267,127	1,194,342
連結自己資本比率	1,207,127	1,134,342
連結自己資本比率 連結自己資本比率((ハ)/(二))	9.70%	10.40%
圧和日し具や山平(ハリノ(一))	9./0%	10.40%

【単体自己資本比率】 (単位:百万円)

うち、資本金及び資本制金金の額 56.155 55.155 うち、利益剩余金の額 63.178 65.435 うち、自己株式の部(△) 234 258 うち、上記外に該当するものの額 - - 普通株式又は透射転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 283 240 フア資本に係る基礎現自の間に負入では、今日当金の合計額 2,149 3,354 うち、機関明日当金フア資本事人額 2,149 3,354 うち、海衛日当金コア資本事人類 - - 連絡旧手業報的永久優先体の部のうち、コア費本に係る基礎項目の額に含まれる額 - - 本の時間は、自身では、所を基礎項目の額に含まれる額 - - エル門評価組入の開発のうち、コア費本に係る基礎項目の額に含まれる額 - - コア資本に係る基礎項目の額 - - シスクスの金融環境回の第 - - フア資本に係る基礎項目の額 (イ) 122.528 フア資本に係る基礎項目の額 (イ) 122.528 125.707 フア資本に係る基礎項目の額 (イ) 122.528 125.707 フア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 (イ) 122.528 125.707 フア資本に係るもののの額 - - - カナル国産業の額 (イ) 122.528 125.707 フア資本に係るもののの額 - - - 当ちのれた保証書を与したのの額 - - -	【单体目亡資本比率】		(単位:百万円)
計画技工以は独創に終めらげきた動きなの限	項目	令和元年9月30日	令和2年9月30日
55.1 素本意及び資本制作金の際	コア資本に係る基礎項目 (1)		
55.月 計画解決企の順	普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	119,099	121,330
55.月 計画解決企の順		-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
55.日之来江の類に		,	
55、上紀別に該当3 8 4 5 4 5 5 5 5 5 5 2 1 2 5 5 5 2 1 2 5 5 5 2 2 1 2 5 5 5 5			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
当当人に記いがに致当するものの類			
# 語典状文は弦響神経像を取付していまった。		_	_
ファ斉本に係る基礎即旧の額に解入される目当金の合計類			240
うち、一般質明引治金フア資本算入類 2,149 3.354 うち、酒格引治金フア資本系列 - - 適格旧法非議等扱の施のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - - 公時機間による資本の場盤に関する措置を通じて発行された資本調理手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - - コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - - コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 122.528 125,707 フア資本に係る基礎項目の額 (イ) 122.528 125,707 フア資本に係る最限限日の額 (イ) 122.528 125,707 フア資本に係る最限目の額 (イ) 122.528 125,707 フア資本に係る最限目の額 (イ) 122.528 125,707 フア資本に係る最優別目の額 (イ) 122.528 125,707 プラスのれん院のものの額 - - - - うち、のれん民で・プラ・サービンフグ・ライツに係るもの以外の額 1,432 1,695 -<			
うち、適格引出金コア資本軍人類			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
議格旧学来開的永久優先棒の館のうち、コア資本に係る種様目自の額に含まれる額		2,149	3,354
通称旧庁本副連手段の顔のうち、コア資本に係ら基礎周目の館に含まれる館			_
公的機関による資本の情報に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち。			_
コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		_	_
□ 戸資本に係る最使用目の額	コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
3万資本に係る調整項目 (2)		995	781
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 1,432 1,695 5.5 のれんに係るものの額 1,432 1,695 5.5 のれんびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 1,432 1,695 種経税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 122,528	125,707
5ち、のれんに係るものの額	コア資本に係る調整項目 (2)		
5ち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,432	1,695
操延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	うち、のれんに係るものの額	_	_
適格引当金不足額 - 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,432	1,695
 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		_
 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_	_
前払年金費用の額		_	_
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額			_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - 特定項目に係る十パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、経延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象管通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象管通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象管通株式等に該当するものの額 - っち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - コア資本に係る調整項目の額 - 自己資本 (口) 1,432 自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ) 121,096 124,012 リスク・アセットの額の合計額 1,205,371 1,134,968 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 2,213 1,737 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 2,213 1,737 うち、経過機関等向けエクスポージャーシーラも、土地再評価値前の帳簿価額の差額に係るものの額 2,213 1,737 マーケット・リスク相当額の合計額をパパーセントで除して得た額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパパーセントで除して得た額 - - オペレーショナル・リスク相当額調整額 - - リスク・アセットの額の合計額 - - リスク・アセットの額の合計額 - - ローカー・ファットの表の表の表の表の表の表の表の表の表の		_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額			_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		_	_
うち、		_	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_	_
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		_	_
コア資本に係る調整項目の額		_	_
自己資本 自己資本 (ハ) 121,096 124,012 リスク・アセット (3) (ハ) 121,096 124,012 リスク・アセットの額の合計額 1,205,371 1,134,968 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 2,213 1,737 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ) 121,096 124,012 リスク・アセット (3) 信用リスク・アセットの額の合計額 1,205,371 1,134,968 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 2,213 1,737 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー - - うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 2,213 1,737 マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 55,387 51,104 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナル・リスク相当額調整額 - - リスク・アセットの額の合計額 (二) 1,260,759 1,186,072 自己資本比率 -	コア資本に係る調整項目の額	(🗆) 1,432	1,695
リスク・アセット (3) 信用リスク・アセットの額の合計額 1,205,371 1,134,968 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 2,213 1,737 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー - - うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 2,213 1,737 マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 55,387 51,104 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナル・リスク相当額調整額 - - リスク・アセットの額の合計額 (二) 1,260,759 1,186,072 自己資本比率 - <td>自己資本</td> <td></td> <td></td>	自己資本		
信用リスク・アセットの額の合計額 1,205,371 1,134,968 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 2,213 1,737 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー - - うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 2,213 1,737 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 55,387 51,104 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナル・リスク相当額調整額 - - リスク・アセットの額の合計額 (二) 1,260,759 1,186,072 自己資本比率 - <td< td=""><td>自己資本の額((イ)-(ロ))</td><td>(/\) 121,096</td><td>124,012</td></td<>	自己資本の額((イ)-(ロ))	(/\) 121,096	124,012
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額2,2131,737うち、他の金融機関等向けエクスポージャーうち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額2,2131,737マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額55,38751,104信用リスク・アセット調整額オペレーショナル・リスク相当額調整額リスク・アセットの額の合計額(二)1,260,7591,186,072自己資本比率	リスク・アセット (3)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額2,2131,737うち、他の金融機関等向けエクスポージャーうち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額2,2131,737マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額55,38751,104信用リスク・アセット調整額オペレーショナル・リスク相当額調整額リスク・アセットの額の合計額(二)1,260,7591,186,072自己資本比率	信用リスク・アセットの額の合計額	1,205,371	1,134,968
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー - - うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 2,213 1,737 マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 55,387 51,104 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナル・リスク相当額調整額 - - リスク・アセットの額の合計額 (二) 1,260,759 1,186,072 自己資本比率 - - -			1,737
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			_
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額55,38751,104信用リスク・アセット調整額オペレーショナル・リスク相当額調整額リスク・アセットの額の合計額(二)1,260,7591,186,072自己資本比率		2.213	1.737
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額55,38751,104信用リスク・アセット調整額オペレーショナル・リスク相当額調整額リスク・アセットの額の合計額(二)1,260,7591,186,072自己資本比率			
信用リスク・アセット調整額 – – オペレーショナル・リスク相当額調整額 – – リスク・アセットの額の合計額 (二) 1,260,759 1,186,072 自己資本比率 (二) 1,260,759 1,260,759		55 387	51 104
オペレーショナル・リスク相当額調整額 ー ー ー リスク・アセットの額の合計額 (二) 1,260,759 1,186,072 自己資本比率		33,307	51,104
リスク・アセットの額の合計額(二)1,260,7591,186,072自己資本比率			
自己資本比率		(-) 1 260 750	1 106 070
		1,260,759	1,186,0/2
日口貝本几乎((ハ)/(二)) 9.60% 10.45%		0.000	40.450/
	日口貝少儿学(ハハ/(一))	9.60%	10.45%

【定性的な開示事項】(連結・単体)

「1. 連結の範囲に関する事項」から「10. 金利リスクに関する事項」までの開示内容について、特に記載がない場合は前中間期との相違は

1. 連結の範囲に関する事項
(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。) に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた理由 事はグループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相 違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - ①連結子会社の数 連結される子会社

- ②連結子会社の名称及び主要な業務
- ・東和カード株式会社(クレジットカード業務)
- ・東和銀リース株式会社(リース業務)
- (注) 令和元年9月期は「東和信用保証株式会社 (信用保証業務)」が連結子会社 含まれておりましたが、令和2年2月28日付で全株式を譲渡したため、令和 年9月期は対象外となっています。

(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連 法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称・貸 借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内

比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資 産の額並びに主要な業務の内容 対象となる会社はございません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段 ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

令和元年度中間期(令和元年9月30日)

発行主体		株式会社 東和銀行			東和カード 株式会社	東和銀リース 株式会社
資本調達手段	め種類	普通株式	第二種優先株式	新株予約権	普通株式 (非支配株主持分)	普通株式 (非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目	連結自己資本比率	103,378百万円	15,000百万円	283百万円	105百万円	102百万円
の額に算入された額	単体自己資本比率	102,667百万円	15,000百万円	283百万円	_	
配当率		-	12ヶ月TIBOR+1.15%	-	-	_
	有無	無	無	無	無	無
貝 塔别收	_恒 运州限 日付		_	_	-	_
 償還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無
貝尾で可能 こりる付割	概要	_	_	_	-	_
	有無	無	有	無	無	無
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	概要	-	平成22年12月29日から令和6年12月28日迄 の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに 普通株式取得請求が可能。	_	-	_
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無
元本の削減に係る特約 概要		-	_	_	-	_

令和2年度中間期(令和2年9月30日)

77112千皮十间粉(771	71124671137 (711124777)3017						
発行主任	発行主体		株式会社 東和銀行			東和銀リース 株式会社	
資本調達手段	め種類	普通株式	普通株式 第二種優先株式 新株予約権		普通株式 (非支配株主持分)	普通株式 (非支配株主持分)	
コア資本に係る基礎項目	連結自己資本比率	104,891百万円	15,000百万円	240百万円	91百万円	86百万円	
の額に算入された額	単体自己資本比率	104,635百万円	15,000百万円	240百万円	_	_	
配当率		_	12ヶ月TIBOR+1.15%	_	_	_	
	有無	無	無	無	無	無	
	日付	-	-	_	_	_	
信還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無	
資屋を可能と9 る特別	概要	_	_	_	_	_	
	有無	無	有	無	無	無	
他の種類の資本調達手段 への転換に係る特約	概要	_	平成22年12月29日から令和6年12月28日迄 の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに 普通株式取得請求が可能。	-	-	_	
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無	
ルキツ別城に旅る特別	概要	_	_	_	_	_	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等 の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行う とともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自 己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充 実度を確認しております

また、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう 努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

「カスノとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者

毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合に応じて資産の分類を行うものです。審査 部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告してい **≢** ₫

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当 行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング を行ううえで、行内格付を利用しています。

当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活 また、 用しています。

○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償 却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者 区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種 類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一 般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻 先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込ま れる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上 を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーを除く全ての法人等 しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン(MDY)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、株式会社日本格付研究所(JCR)、株式会社格付投資情報センターで発生が表現していませた。 (R&I) の格付を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っています。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。 細な規程を定めています。

手続を行います。

子がで行います。 なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす 適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減 手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の 内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援 機構(前住宅金融公庫)や政府関係機関、地方公共団体の保証などが 主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及 び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替 生物子約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式 (準) により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリパティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

プラスノをはのが重次のリスノイはの他を 当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービサーとしての 関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。 証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定 し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程 に基づき適切な取組みを行っています。

当行の保有する証券化商品の裏付資産には、貸出金や有価証券と 同様に市場リスク及び信用リスクが存在します。

なお、当行は再証券化商品を保有しておりません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定 する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品の管理については、資金運用部において、 裏付資産の 状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統合リスク管理部は、計量化によりリスク量を把握する等、適切なリ スク管理を行っています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に 使用する方式の名称

「外部格付準拠方式」を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針

<u>当行は証券化取引についてオリジネーターやサービサーとしての</u> 関与がありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公 認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な 会計処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定

) 証券化エグスホージャーの種類ととのリスグ・ウェイト判定 に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適 格格付は、ムーディーズ・ジャパン(MDY)、S&Pグローバル・レー ティング(S&P)、株式会社日本格付研究所(JCR)、株式会社格付 投資情報センター(R&I)の格付を採用しています。 なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使

い分けは行っていません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

8. オペレーショナル・リスクに関する事項
(1) リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが
不適切であること、もしくは機能しないこと、または外性的事象が
生起することから、生じる損失にかかるリスクをいいます。
当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナ
ル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法
務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています 理しています。

主管部である事務統括システム部においては、事務リスク及びシ ステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リス クの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針 及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュー・アット・リスク (VaR) は によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務語表に

基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行ってい

(注) VaR···一定の確率の下の予想最大損失額

10. 金利リスクに関する事項

(3. 金利リスクに関する事項)) リスク管理の方針及び手続の概要 当行が管理する市場リスクの一つとして、金利リスクがあります。 金利リスクとは、市場等における金利の変動により、保有する資産・負債の経済価値が変動し損失を被るリスクのことです。当行では、金利リスクを適切にコントロールするためにベーシス・ポイント・バリュー(BPV) ⁽³⁾ やバリュー・アット・リスク (VaR) によるリスクの計量化を行い、算出された金利リスク量の状況について、適時モニタリングを行っています。また、市場連営方針や業務計画に合致した市場リスク水準を検討し、自己で割り当ての含金水配除を実施しており、全利リスクク令め、 金利リスクがあります。 上限として割り当てる資本配賦を実施しており、金利リスクを含め た市場リスク量合計が自己資本の範囲内に収めることを基本方針と 運営しています。

統合リスク管理部は、日次で市場リスク量を計測し、関係各部に 周知させるとともに、毎月の資金管理部会(常務会)において経営 陣に市場リスク状況について報告しております。資金管理部会では、

(注) BPV…全ての期間の金利が一定量変化した場合の時価損益変動額

(2) 金利リスク算定方法の概要

- ① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項ア. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
- 令和2年9月30日基準においては、4.62年としております。 イ. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
- 10年としております。

ウ. 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 当行が内部管理として活用している内部モデルにより保守的に 推計した将来の流動性預金最低残高を滞留部分とし、期落額のう ち市場金利非追随部分に相当する額を各期間の満期に割当ててお

- 工. 固定性金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 固定性金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、 保守的な前提に基づく返済率、解約率を適用し、金利ショックシ ナリオに応じて変化すると想定しております。
- オ. 複数の通貨の集計方法及びその前提 当行保有資産及び負債に占める外貨の比率は低く、 への影響が軽微であることから、集計対象とする外貨は米ドルの みとし、△EVEが正(経済価値が減少する)となる通貨のみを単 純合算しております。
- カ. スプレッドに関する前提

スプレッドとその変動は考慮しておりません。

キ.内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすそ

当行は、流動性預金の金利リスク量算出に際し、内部モデルの使用を前提としており、内部モデルの推計結果によっては、 △EVE及び△NIIが大きく変動することがあります。

ク. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEに使用する割引金利の算出方法を変更したことにより貸出資産の金利リスクが減少、また、流動性預金の安定的な増加によりコア預金残高が増加し残存期間も伸長したことから、前中間

期末比で⊿EVEは減少しました。

ケ. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

△EVEは閾値であるコア資本の20%以内であり、問題ない水 準となっております。

なお、当行連結子。会社については、当行と比較して資産及び負債の額が非常に少なく、金利感応度も低いことから、重要性の観点により計測対象外としております。

- 無になって別人家人としていっとう。 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク 管理、収益管理、経営上の判断その他目的で、開示告示に基づく 定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測 している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ア. 金利ショックに関する説明

開示対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスク計測に用いる 金利ショックとしては、主に10BPVを基準として管理、また、ストレス・テストにおいては、ストレス・シナリオ毎に過去データ に基づく金利ショック幅を適用し、内部管理に活用しております。

イ. 金利リスク計測の前提及びその意味

主に債券投資における金利リスクを管理対象とし、その他の資産及び負債についてはバリュー・アット・リスク(VaR)として 市場リスク量を管理しております。

【定量的な開示事項】連結(令和元年9月期及び令和2年9月期)

1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己 資本を下回った額の総額 該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		令和元年9月30日		令和2年9月30日	
項 目	リスク・ アセット	所要 自己資本額	リスク・ アセット	所要 自己資本額	
リスク	1,211,386		1,142,988	45,719	
準的手法が適用されるポートフォリオ	1,211,205	48,448	1,142,794	45,711	
1. 現金	ı	I	_	_	
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	ı	I	_	_	
4. 国際決済銀行等向け	ı	ı	_	-	
5. 我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_	
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	431	17	379	15	
7. 国際開発銀行向け	_	_	_	_	
8. 地方公共団体金融機構向け	94	3	106	4	
9. 我が国の政府関係機関向け	11,348	453	12,113	484	
10. 地方三公社向け	37	1	37	1	
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,113	284	7,809	312	
12. 法人等向け	740,418	29,616	683,243	27,329	
13. 中小企業等向け及び個人向け	211,088	8,443	213,592	8,543	
14. 抵当権付住宅ローン	69,979	2,799	66,691	2,667	
15. 不動産取得等事業向け	38,817	1.352	28.533	1.141	
16. 三月以上延滞等	3,696	147	3,980	159	
17. 取立未済手形	14	0	17	0	
18. 信用保証協会等による保証付	8.005	320	12,407	496	
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	_	
20. 出資等	6,288	251	7,781	311	
(うち出資等のエクスポージャー)	6,288	251	7.781	311	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	_	-	_	
21. 上記以外	71,623	2.864	65,730	2.629	
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの)	22,597	903	17,560	702	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分)		_	- 17,555	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	49.025	1,961	48,170	1,926	
22. 証券化(オリジネーターの場合)	- 15,025	- 1,501	-	- 1,520	
(うち再証券化)	_	_	_	_	
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	9,554	382	11.139	445	
(うち再証券化)	J,554 —	-	- 11,133	-	
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	26.079	1.043	16.829	673	
(うちルック・スルー方式)	26,079	1,043	16,829	673	
(うちマンデート方式)	20,079	1,043	10,029	- 0/3	
(うち巻然性方式250%)	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_		
(うちフォールバック方式)					
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	2,213	88	1.737	69	
26.他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	2,213		1,/3/		
20. 他の金融機関等の対象具本調達手段に保る経過信息によりサスク・アセットの額に昇入されなかった額	9,400	376	10.662	426	
オフ・ハランス取り号 VAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	180	7	10,002	7	
	160	/	194	/	
P央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	55,741	2,229	E1 252	2,054	
レーショナル・リスク(基礎的手法) 西白コミナ節	55,/41	, -	51,353		
要自己資本額		50,685		47,773	

(注) 所要自己資本額=リスクアセット×4%

- 3. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
 (1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結) (単位:百万円)

令和元年9月30日			
		スポージャー	-の期末残高
(注)	貸出金、コミットメン ト及びその他のデリ パティプ以外のオフ・ パランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
1,996,306	1,447,837	547,645	823
51,025	3,512	47,513	_
2,047,332	1,451,349	595,158	823
219,428	173,353	46,072	2
3,437	3,437	_	_
_	_	_	_
192	192	_	_
86,689	79,982	6,705	1
28,927	15,899	13,027	_
25,233	20,965	4,267	_
56,197	49,255	6,941	_
123,981	101,569	22,411	0
85,993	33,681	51,493	818
265,159	241,500	23,659	_
167,664	159,246	8,417	_
530,517	214,334	316,183	_
453,910	357,931	95,978	_
2,047,332	1,451,349	595,158	823
	1,996,306 51,025 2,047,332 219,428 3,437 - 192 86,689 28,927 25,233 56,197 123,981 85,993 265,159 167,664 530,517 453,910 2,047,332	計画・ユラットン 日本 コラットン 下がでの他のデリーパライフ機のデリーパランス歌目 1,996,306 1,447,837 51,025 3,512 2,047,332 1,451,349 219,428 173,353 3,437 -	NBUその他のデリー 有価証券 NBUその他のデリー NBUぞの地のオン NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUぞの地のデリー NBUÑ NBUÑ

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結) (単位:百万円)

	=1147	令和2年9月30日			
			こ関するエク	スポージャー	-の期末残高
		(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリ ド及びその他のデリ バティプ以外のオフ・ パランス取引	有価証券	デリバティブ 取引
	国内	2,022,767	1,500,051	521,856	858
	国外	34,806	2,175	32,631	_
地	域別合計	2,057,573	1,502,227	554,488	858
	製造業	214,001	177,230	36,768	2
	農業、林業	3,490	3,490	-	_
	漁業	2	2	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	212	212	-	_
	建設業	93,979	85,989	7,989	_
	電気・ガス・熱供給・水道業	29,068	20,183	8,884	_
	情報通信業	25,776	21,514	4,261	_
	運輸業、郵便業	56,606	50,404	6,201	-
	卸売業、小売業	130,309	110,435	19,873	0
	金融業、保険業	76,109	30,909	44,344	855
	不動産業、物品賃貸業	266,167	241,219	24,947	_
	各種サービス業	185,133	175,840	9,292	_
	国·地方公共団体	526,373	228,670	297,703	_
	その他	450,342	356,121	94,221	_
業	種別合計	2,057,573	1,502,227	554,488	858

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(連結) (単位:百万円)

	令和元年9月30日					
	信用リスク	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリ ド及びその他のデリ パティブ以外のオフ・ パランス取引	有価証券	デリバティブ 取引		
1年以下	446,483	361,341	84,318	823		
1年超3年以下	327,918	248,283	79,634	_		
3年超5年以下	270,134	180,629	89,505	_		
5年超7年以下	167,469	117,027	50,441	_		
7年超10年以下	201,105	149,698	51,407	_		
10年超	582,867	381,358	201,509	_		
期間の定めのないもの	51,285	12,943	38,342	_		
その他	68	68		_		
残存期間別合計	2,047,332	1,451,349	595,158	823		
(注) (ハルコフロセンダは今ナヤスナルナサノ						

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結) (単位:百万円)

(/42-12)	(12 2:31 3)					
	令和2年9月30日					
	信用リスク	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリ ド及びその他のデリ パティブ以外のオフ・ パランス取引	有価証券	デリバティブ 取引		
1年以下	369,764	336,182	32,723	858		
1年超3年以下	332,191	250,044	82,146	I		
3年超5年以下	297,937	205,016	92,920	_		
5年超7年以下	200,132	147,470	52,662	_		
7年超10年以下	225,210	170,423	54,786	_		
10年超	595,128	382,320	212,808	_		
期間の定めのないもの	37,173	10,733	26,439	_		
その他	35	35	_	_		
残存期間別合計	2,057,573	1,502,227	554,488	858		
(注) CVA Uフク担当毎は今まれておりません						

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結) (単位:百万円)

·-·-	(12 27)					
	令和元年9月30日	令和2年9月30日				
国内	3,717	3,734				
国外	_	_				
地域別合計	3,717	3,734				
製造業	623	481				
製造業農業、林業	10	0				
│漁業	_	I				
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_				
建設業	480	614				
雷気・ガス・勢供給・水道業	_	ı				
情報通信業	25	22 40				
情報通信業運輸業、郵便業	43	40				
卸売業、小売業	265	285				
金融業、保険業	_	I				
不動産業、物品賃貸業 各種サービス業	613	856				
各種サービス業	582	431				
地方公共団体	_	-				
その他	1,074	1,001 3,734				
業種別合計	3,717	3,734				

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘 定の期末残高及び期中の増減額

(連結) (単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和元年9月30日	1,897	410	2,308
一放貝掛別日並	令和2年9月30日	2,571	831	3,403
個別貸倒引当金	令和元年9月30日	3,067	86	3,153
他加具因打出亚	令和2年9月30日	3,300	167	3,468
合 計	令和元年9月30日	4,964	497	5,462
	令和2年9月30日	5,872	999	6,872

1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。 2. 一般貸倒引当金については、地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(連結) (単位:百万円)

	個別貸倒引当金		
	令和元年9月30日	令和2年9月30日	
製造業	652	892	
農業、林業 漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	2	_	
漁業	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	
建設業	119	81	
雷気・ガス・剱供給・水道業	_	_	
情報通信業運輸業、郵便業	18	25 93	
運輸業、郵便業	80	93	
和売業、小売業	370	427	
金融業、保険業不動産業、物品賃貸業	2	_	
不動産業、物品賃貸業	380	422	
各種サービス業	1,149	1,390	
地方公共団体	_	_	
その他	378	135	
合 計	3,153	3,468	

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

· — · — ·		— —	
	貸出金償却		
	令和元年9月30日	令和2年9月30日	
製造業	246	20	
農業、林業	_	_	
漁業	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	
建設業	1,352	2	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	
情報通信業	_	_	
運輸業、郵便業	_	0	
卸売業、小売業	207	40	
金融業、保険業	_	_	
不動産業、物品賃貸業	102	21	
各種サービス業	73	278	
地方公共団体	_	_	
その他	58	4	
合 計	2,041	368	

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用 されるエクスポージャーの額

(連結)

(単位:百万円)

(744 - 1751 3)					
	令和元年	令和元年9月30日		9月30日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用	
0%	_	618,474	1,058	801,850	
10%	_	194,702	_	290,943	
20%	87,688	187	98,837	187	
35%	_	199,941	_	190,545	
50%	2	703	9	800	
75%	_	281,450	_	284,790	
100%	_	871,609	_	799,553	
150%	_	1,558	_	1,773	
250%	_	9,038	_	7,024	
1250%	_	_	_	_	
合 計	87,690	2,177,667	99,904	2,377,468	

- 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項について は該当がないため、単体の記載をご参照下さい。
- 5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額 当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する 事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項 当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項につ いては該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

- 7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- (1) 中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和元年9月30日		令和2年9月30日	
	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	中間連結 貸借対照表 計上額	時価
上場している出資等	11,349		10,444	
上記に該当しない出資等	7,953		9,335	
合 計	19.303	19.303	19.780	19.780

(2) 出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年9月30日	令和2年9月30日
売却損益額	104	1,317
償却額	459	67

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書 で認識されない評価損益の額、中間連結貸借対照表及び中間 連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結) (単位:百万円)

· - · - ·		— —
	令和元年9月30日	令和2年9月30日
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	2,976	2,947
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計 算書で認識されない評価損益の額	_	_

8. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関 する事項

(連結) (単位:百万円)

	令和元年9月30日	令和2年9月30日
ルック・スルー方式	26,079	16,829
マンデート方式	_	_
蓋然性方式250%	_	_
蓋然性方式400%	_	_
フォールバック方式	_	_
合 計	26,079	16,829

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリス ク・アセットを算出し、合算する方式です。
 - 2. 「マンデート方式」とは、ファンドの運用基準(マンデート)に基づき、 ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリス ク・アセットを算出し、合算する方式です。
 - 3. 「蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、 組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高い ことを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、 組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高い ことを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 - 5. 「フォールバック方式」とは、上記1~4の方式が適用できない場合に、 1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

9. 金利リスクに関する事項

(連結) (単位:百万円)

(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-,			٠.		
IRRE	IRRBB1:金利リスク					
		1		Λ	=	
項番		⊿E	VE	⊿NII		
		令和元年9月30日	令和2年9月30日	令和元年9月30日	令和2年9月30日	
1	上方パラレルシフト	14,881	9,864		3,722	
2	下方パラレルシフト	0	_		6,759	
3	スティープ化					
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値	14,881	9,864		6,759	
		ホ		^		
		令和元年	9月30日	令和2年	9月30日	
8	自己資本の額		122,917		124,267	

(注) 上記「IRRBB1:金利リスク」のハ欄は、「開示告示 別紙様式第11号の 2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。

【定量的な開示事項】単体(令和元年9月期及び令和2年9月期) 1. 自己資本の充実度に関する事項 (単体)

	令和元年	9月30日	令和2年	9月30日
項 目	リスク・ アセット	所要 自己資本額	リスク・ アセット	所要 自己資本
目りスク	1,205,371	48,214	1,134,968	45,3
票準的手法が適用されるポートフォリオ	1,205,191	48,207	1,134,774	45,3
1. 現金	_	_	_	
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	
4. 国際決済銀行等向け	_	_	_	
5. 我が国の地方公共団体向け	_	-	-	
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	431	17	379	
7. 国際開発銀行向け	_	_	_	
8. 地方公共団体金融機構向け	94	3	106	
9. 我が国の政府関係機関向け	11,348	453	12,113	
10. 地方三公社向け	37	1	37	
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,103	284	7,799	
12. 法人等向け	744,249	29,769	686,156	27,
13. 中小企業等向け及び個人向け	211,017	8,440	213,542	8,
14. 抵当権付住宅ローン	69,979	2,799	66,691	2,
15. 不動産取得等事業向け	33,817	1,352	28,533	1,
16. 三月以上延滞等	3,678	147	3,979	
17. 取立未済手形	14	0	17	
18. 信用保証協会等による保証付	8,005	320	12,407	
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	
20. 出資等	6,288	251	7,781	
(うち出資等のエクスポージャー)	6,288	251	7,781	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	_	_	
21. 上記以外	61,882	2,475	54,863	2,
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの)	22,597	903	17,560	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分)	_	_	_	
(うち上記以外のエクスポージャー)	39,284	1,571	37,302	1,
22. 証券化(オリジネーターの場合)	_	_	_	
(うち再証券化)	_	_	_	
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	9,554	382	11,139	
(うち再証券化)	_	_	_	
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	26,079	1,043	16,829	
(うちルック・スルー方式)	26,079	1,043	16,829	
(うちマンデート方式)	_	_	_	
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_	
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_	
(うちフォールバック方式)	_	_	_	
25.経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	2,213	88	1,737	
26.他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	_	_	_	
オフ・バランス取引等	9,395	375	10,657	
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	180	7	194	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	_	_	-	
ペレーショナル・リスク(基礎的手法)	55,387	2,215	51,104	2,
所要自己資本額		50,430	-,,,,,,,	47,4

⁽注) 所要自己資本額=リスクアセット×4%

2. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項 (1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(単体) (単位:百万円)

(十四)						
		令和元年9月30日 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				
		1 信用リスク (注)	に関するエン 貸出金、コミットメン ト及びその他のデリ パティブ以外のオフ・ パランス取引	有価証券	-の期末残高 デリバティブ 取引	
	国内	1,999,950	1,450,511	548,614	823	
	国外	51,025	3,512	47,513	_	
地	域別合計	2,050,975	1,454,024	596,127	823	
	製造業	562,033	173,353	46,061	2	
	農業、林業	10,311	3,437	-	_	
	漁業	_	_	_	_	
	鉱業、採石業、砂利採取業	576	192	_	_	
	建設業	246,653	79,982	6,705	1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	60,078	15,899	13,027	_	
	情報通信業	67,135	20,965	4,238	_	
	運輸業、郵便業	154,708	49,255	6,941	_	
	卸売業、小売業	324,861	101,569	22,406	0	
	金融業、保険業	155,144	33,942	52,507	818	
	不動産業、物品賃貸業	755,748	244,100	23,659	_	
	各種サービス業	484,816	159,246	8,417		
	国·地方公共団体	959,187	214,334	316,183		
	その他	1,160,178	357,745	95,978	_	
業	差種別合計 2,050,975 1,454,024 596,127 8					

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単体)

デリバティブ 有価証券 取引 国内 2,025,554 1,502,805 521,890 858 32,631 国外 34,806 2,175 1,504,980 地域別合計 2,060,361 554,521 858 製造業 213,991 177,230 36,757 2 農業、林業 3,490 3,490 漁業 2 2 鉱業、採石業、砂利採取業 212 212 建設業 93,979 85,989 7,989 電気・ガス・熱供給・水道業 29,068 20,183 8,884 25.746 21.514 情報通信業 4,232 56,606 50,404 運輸業、郵便業 6.201 130.304 19.869 0 110.435 卸売業、小売業

76,376

268,859

185,133

526,373

450,215

2,060,361 1,504,980

31,139 243,869

175,840

228,670

355,995

信用リスクに関する

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別 (単体)

(単位:百万円)

	令和元年9月30日					
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリ パティブ以外のオフ・ パランス取引	有価証券	デリバティブ 取引		
1年以下	449,344	364,202	84,318	823		
1年超3年以下	327,918	248,283	79,634	_		
3年超5年以下	270,134	180,629	89,505	_		
5年超7年以下	167,469	117,027	50,441	_		
7年超10年以下	201,095	149,688	51,407	_		
10年超	582,867	381,358	201,509	_		
期間の定めのないもの	52,146	12,834	39,311	_		
その他	_	_	_	_		
残存期間別合計	2,050,975	1,454,024	596,127	823		

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単体) (単位:百万円)

	令和2年9月30日				
	信用リスク	に関するエク	スポージャー	-の期末残高	
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・パランス取引	有価証券	デリバティブ 取引	
1年以下	372,644	339,062	32,723	858	
1年超3年以下	332,191	250,044	82,146	_	
3年超5年以下	297,937	205,016	92,920	_	
5年超7年以下	200,132	147,470	52,662	_	
7年超10年以下	225,200	170,413	54,786	_	
10年超	595,128	382,320	212,808	_	
期間の定めのないもの	37,126	10,652	26,473	_	
その他	_	_	_	_	
残存期間別合計	2,060,361	1,504,980	554,521	858	
(2) 0 (4) = = = = = = = = = = = = = = = = = = =					

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単体) (単位:百万円)

	令和元年9月30日	令和2年9月30日
国内	3,636	3,686
国外	_	-
地域別合計	3,636	3,686
製造業	623	481
農業、林業	10	0
漁業	_	-
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_
建設業	480	614
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報通信業	25	22
運輸業,郵便業	43	40
卸売業、小売業 金融業、保険業	265	285
金融業、保険業	_	_
不動産業、物品賃貸業	613	856
各種サービス業	582	431
地方公共団体	_	-
その他	992	952
業種別合計	3,636	3,686

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘 定の期末残高及び期中の増減額

(単体) (単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
かな周コルム	令和元年9月30日	1,695	454	2,149
一般貸倒引当金	令和2年9月30日	2,523	831	3,354
個別貸倒引当金	令和元年9月30日	2,622	204	2,827
他的其因引出並	令和2年9月30日	3,195	163	3,358
Δ ≣⊥	令和元年9月30日	4,318	658	4,976
合 計	令和2年9月30日	5.718	994	6.713

1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。 2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(単位:百万円)

の期末残高

44,381

24,989

9,292

297,703

94,220

554,521

855

_

_

_

858

(単体) (単位:百万円)

	個別貸倒引当金		
	令和元年9月30日	令和2年9月30日	
製造業	644	886	
農業、林業 漁業 鉱業、採石業、砂利採取業	2	_	
_漁業	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	
建設業 電気・ガス・熱供給・水道業	119	81	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	
情報通信業	18	25	
運輸業、郵便業	80	93	
卸売業、小売業	367	424	
金融業、保険業	2	_	
不動産業、物品賃貸業	380	422	
各種サービス業	1,144	1,381	
地方公共団体	_	_	
その他	67	43	
合 計	2,827	3,358	

金融業、保険業

各種サービス業

国·地方公共団体

その他

業種別合計

不動産業、物品賃貸業

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単体) (単位:百万円)

	貸出金償却		
	令和元年9月30日	令和2年9月30日	
製造業	246	20	
農業、林業	_	_	
漁業	_	1	
鉱業、採石業、砂利採取業	_	-	
建設業	1,359	2	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	
情報通信業	_	-	
運輸業、郵便業	_	0	
卸売業、小売業	207	40	
金融業、保険業	_	-	
不動産業、物品賃貸業	95	21	
各種サービス業	73	278	
地方公共団体	_	_	
その他	4	0	
合 計	1,987	364	

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用 されるエクスポージャーの額

(単体)

(単位:百万円)

	令和元年9月30日		令和2年	9月30日
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	_	618,473	1,058	801,850
10%	_	194,702	-	290,943
20%	87,641	187	98,789	187
35%	_	199,941	-	190,545
50%	2	694	9	798
75%	_	281,356	_	284,722
100%	_	865,084	_	791,618
150%	_	1,551	_	1,773
250%	_	9,038	-	7,024
1250%	_	_	_	_
合 計	87,643	2,171,030	99,856	2,369,463

3. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単体) (単位:百万円) 令和元年9月30日 | 令和2年9月30日 適格金融資産担保が適用されたエクス ポージャー ^(注) 17,121 15,932 ポージャー ^(注) 保証又はクレジットデリバティブが適用 されたエクスポージャー 1,571

(注)預金担保、国債担保が該当

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単体) (単位:百万円)

	令和元年9月30日	令和2年9月30日
グロス再構築コストの額	329	457
与信相当額(担保による信用リスク削減 効果勘案前)	823	858
派生商品取引	823	858
外国為替関連取引	593	643
金利関連取引	_	_
その他取引	177	159
クレジットデリバティブ	_	_
与信相当額(担保による信用リスク削減 効果勘案後)	823	858

5. 証券化エクスポージャーに関する事項 (1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項 る事項

該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項 ①投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資 産の種類別の内訳

(単体) (単位:百万円) 令和2年9月30日 位宅ローン債権 クレジットカード与信・割賦債権 オートローン債権 リース料債権 19,826 14,920 19,206 3,105 19,142 11,937 15,501

46 その他貸付債権

②投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単体) (単位:百万円) 区 分 49,972 57,830 399

100~1250% 49,972 399 57,830 462 合 計

- 1. 所要自己資本額=リスクアセット×4% 2. 全額オン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ありません。
- ③自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第 2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化 エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- ④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・ アセットの額 該当ありません。
- 6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- (1) 中間貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和元年	9月30日	令和2年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	時 価	中間貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	11,313		10,407	
上記に該当しない出資等	8,926		9,373	
合 計	20,240	20,240	19,781	19,781

(2) 出資又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 の額

(単体) (単位:百万円)

	令和元年9月30日	令和2年9月30日
売却損益額	104	1,317
償却額	459	67

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額、中間貸借対照表及び中間損益計算書で 認識されない評価損益の額

(単体)		(単位:百万円)
	令和元年9月30日	令和2年9月30日
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	2,944	2,915
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	_	_

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関

する事項

(単位:百万円)

	令和元年9月30日	令和2年9月30日
ルック・スルー方式	26,079	16,829
マンデート方式	_	_
蓋然性方式250%	_	_
蓋然性方式400%	_	_
フォールバック方式	_	_
合 計	26,079	16,829

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、ファンド内部の個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
 2. 「マンデート方式」とは、ファンドの運用基準(マンデート)に基づき、ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の組入資産のリスク・アセットを算出し、合算する方式です。
 - 3. 「蓋然性方式250%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 4. 「蓋然性方式400%」とは、組入資産構成が把握できない場合において、組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いて、おびませいるようにより、100%のリスク・ウェイトを通用する方式です。
 - ことを疎明できる場合、400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。 5. 「フォールバック方式」とは、上記1~4の方式が適用できない場合に、
 - 1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

8. 金利リスクに関する事項 (単体)

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク						
	1		Л	=		
	⊿EVE		⊿NII			
	令和元年9月30日	令和2年9月30日	令和元年9月30日	令和2年9月30日		
上方パラレルシフト	14,881	9,864		3,722		
下方パラレルシフト	0	_		6,759		
スティープ化						
フラット化						
短期金利上昇						
短期金利低下						
最大値	14,881	9,864		6,759		
	*		_	\		
	令和元年9月30日		令和2年	9月30日		
自己資本の額	121,096 124,01			124,012		
	上方パラレルシフト 下方パラレルシフト スティープ化 フラット化 短期金利上昇 短期金利低下 最大値	イ	イ ロ	イ ロ ハ		

(注) 上記「IRRBB1:金利リスク」のハ欄は、「開示告示 別紙様式第11号の 2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。